



# 三重県公報

令和2年8月11日 (火)

第 131 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
523	熊本県の一部の地域における三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長	( 税 務 企 画 課 )	2
524	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	2
525	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )	2
526	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	( 同 )	2
527	保安林の指定を解除する旨	( 治 山 林 道 課 )	3
528	保安林の指定をする予定である旨の通知	( 同 )	3
529	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	( 同 )	4
530	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	( 雇 用 経 済 総 務 課 )	4
<b>公 告</b>			
	指定管理者の募集	( 地 球 温 暖 化 対 策 課 )	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	6
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	6





三重県告示第 529 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 2 年 8 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所  
北牟婁郡紀北町長島字松本 871 の 4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

三重県告示第 530 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 8 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(5)の表に次のように加える。

12	輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備緊急支援事業費補助金	県内食品製造事業者等が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により毀損した輸出商流の維持及び確保並びに海外ニーズの変化並びに仕向先転換の対応に必要な施設又は機器の整備等をする際に要する経費を支援することで、県産品の輸出の維持及び確保を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生じた輸出先国のニーズ変化への対応に必要な施設又は機器の整備等に要する経費	1/2 以内	別に定める。
----	-------------------------------------	--	---	--------	--------

別表 2 中

8	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備交付金	農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に定める処分制限期間に相当する期間	1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具	を
---	----------------------------	---	--------------------------------------	---

8	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備交付金	農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に定める処分制限期間に相当する期間	1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具	に改める。
9	輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備緊急支援事業費補助金		1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 10 万円以上の機械及び器具	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の雇用経済部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 2 年度分の補助金等から適用する。

公 告
-----

次のとおり三重県環境学習情報センターに係る指定管理者を募集します。

令和2年8月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

- (1) 名称  
三重県環境学習情報センター
- (2) 所在地  
三重県四日市市桜町 3684-11
- (3) 規模等  
開設 平成 11 年 8 月  
面積 917 m<sup>2</sup>  
構造 鉄筋コンクリート造（三重県保健環境研究所との合同庁舎）

2 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重県環境学習情報センター（以下「センター」といいます。）の事業の実施に関する業務
- (2) センターの施設等の利用の許可等に関する業務
- (3) センターの利用料金の收受等に関する業務
- (4) センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) その他センターの管理上必要な業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他団体であって 5(3)の現地説明会に参加できる者その他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続き等に関する事項

- (1) 申請の方法  
申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。

- (2) 募集要項の配布方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則として県のホームページからダウンロードしていただくか、郵送で対応させていただきます。郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7の場所宛てに令和2年8月21日（金）午後5時までに必着するようにお申し込みください。

なお、上記対応が不可の場合は、7の場所で、令和2年8月11日（火）から同月25日（火）までの午前9時から午後5時まで配布します（正午から午後1時まで並びに土曜日及び日曜日を除きます。）。

- (3) 現地説明会

センターで、令和2年8月26日（水）午後1時30分から行います。現地説明会に参加を希望する法人等は、令和2年8月25日（火）午後5時までに7の場所までお申し込みください。当該説明会に参加しない法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。詳細については、募集要項を参照してください。

- (4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和2年9月14日（月）から同月23日（水）までの間に持参又は郵送してください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則として郵送で提出してください。郵送の場合は書留郵便で令和2年9月23日（水）午後5時必着とし、持参の場合は午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に指定管理者選定委員会で評価を行い、県において指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経て指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 (三重県庁 8 階)  
 三重県環境生活部地球温暖化対策課 環境評価・活動班 担当 大野、鳥居  
 電話 059-224-2366  
 ファクシミリ 059-229-1016  
 電子メール earth@pref.mie.lg.jp

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 2 年 8 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

高東土地改良区 (松阪市飯南町粥見 3894 番地 2)

退任理事

松阪市飯南町粥見 2857 番地	篠原 勉
〃 〃 〃 3826 番地	杉坂 嘉春
〃 〃 〃 5808 番地	仁田 勲
〃 〃 〃 4815 番地	岡田 米子
〃 〃 〃 4396 番地	中野 孝是
〃 〃 〃 2789 番地 1	坂口 万生

就任理事

松阪市飯南町粥見 5767 番地	杉本 理
〃 〃 〃 2149 番地 1	田中正博
〃 〃 〃 4211 番地	河村 浩一
〃 〃 〃 4589 番地	杉本 八郎
〃 〃 〃 3935 番地	高田 雅司
〃 〃 〃 2812 番地 1	谷口 彰彦

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により、高東土地改良区 (松阪市飯南町粥見 3894 番地 2) の定款の変更を認可しました。

令和 2 年 8 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---